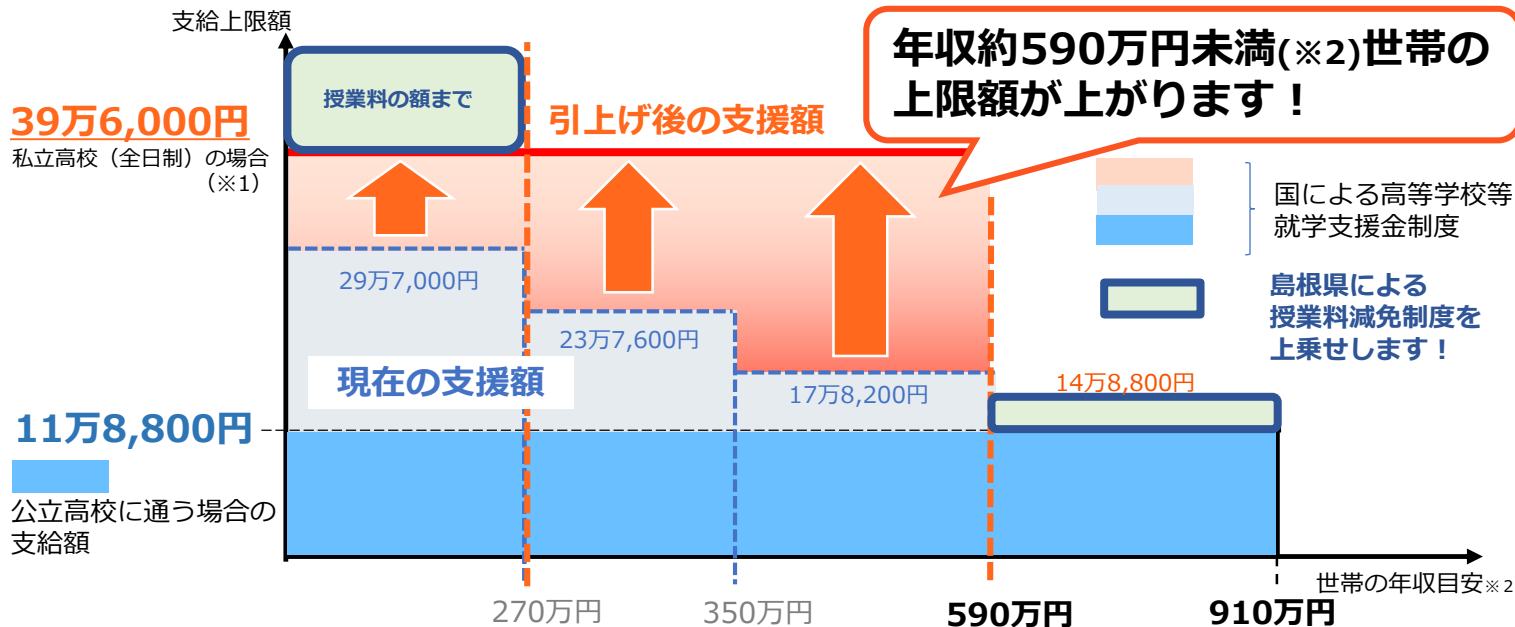


令和2年4月から

私立高校授業料実質無償化

がスタート！

高等学校等就学支援金（返還不要の授業料支援）の制度改正で、私立高校等に通う生徒への支援が手厚くなります！



※1 私立高校（通信制）は29万7,000円、
国公立の高等専門学校（1～3年）は23万4600円が支給上限額。

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安（家族構成別の年収目安は裏面下表参照）。

お申込みについて

（新入生の皆さん）

入学時の4月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。

（在校生の皆さん）

収入状況の届出を行う7月頃に学校から案内があります。

就学支援金制度の手続きにおけるマイナンバー導入に関しては、別途学校を通じてお知らせします。

現在、就学支援金の対象となっている学校に適用されます。

在校生（令和2年度よりも前に入学した生徒）も対象です。

※平成25年度以前の制度で受給している生徒は対象外です。

文部科学省のwebサイトには、
各制度の詳細情報、各都道府県担当連絡先、
令和2年度以降の制度に関する最新情報などを掲載しています。

文部科学省

島根県



高校生等への修学支援

検索



対象となる方の判定基準について

～国による高等学校等就学支援金制度～

令和2年4月分～6月分（令和元年度と同様）

所得割額の合算額 < **257,500円**
 都道府県民税103,000円 + 市町村民税154,500円
 （年収590万円未満に相当）

支給額：最大396,000円

< **507,000円**
 都道府県民税202,800円 + 市町村民税304,200円
 （年収910万円未満に相当）

支給額：118,800円

* 確認方法 → 令和元年度の課税証明書等で確認

課税証明書等に記載されている「市町村民税所得割額」「都道府県民税所得割額」を確認し、金額を合算します。

見本

住民税決定通知書の場合

課税証明書の場合

市町村民税所得割額と道府県民税所得割額を合算します
 ※特別区や東京都にお住まいの方は、「特別区民税」や「都民税」の所得割額を合算します

控除対象配偶者に該当している場合には、配偶者の課税証明書が不要となる場合があります

市町村民税所得割額と道府県民税所得割額を合算します
 ※特別区や東京都にお住まいの方は、「特別区民税」や「都民税」の所得割額を合算します

控除対象配偶者に該当している場合には、配偶者の課税証明書が不要となる場合があります

※本様式は一例です。課税証明書の様式は市町村によって異なります。

令和2年7月分以降（新しい判定基準）

○次の計算式（両親2人分の合計額）により判定

【計算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < **154,500円**

支給額：最大396,000円

< **304,200円**

(154,500円以上)

支給額：118,800円

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

マイナポータルHP



（参考）支援の対象になる世帯の年収目安

～就学支援金制度～

| | 子の人数 | 11万8,800円の支給 | 39万6,000円の支給 |
|-----------------|--|--------------|--------------|
| 両親のうち一方が働いている場合 | 子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合 | ～約950万円 | ～約640万円 |
| | 子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合 | ～約960万円 | ～約650万円 |
| 両親共働きの場合 | 子2人（高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人の場合 | ～約1030万円 | ～約660万円 |
| | 子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合 | ～約1070万円 | ～約720万円 |
| | 子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合 | ～約1090万円 | ～約740万円 |

※支給額は、私立高校（全日制）の場合。

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。

～島根県による授業料減免制度（就学支援制度に上乗せ）～

○道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）の場合 → 支給額：授業料の額と就学支援金の差額

○就学支援金制度において加算なし（世帯年収590万円以上910万円未満に相当）の場合 → 支給額：30,000円